

公益財団法人東山公園協会役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東山公園協会（以下「協会」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、協会の理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び通勤手当)

第2条 協会に年間を通じ平均週3日以上勤務する常勤の役員等には、報酬及び通勤手当を支給する。

- 2 前項に定める常勤の役員等以外の役員等は、非常勤の役員等とし、非常勤の役員等には、報酬を支給する。
- 3 第1項に定める通勤手当は、協会事務局職員の例により支給する。

(報酬の額及び支給基準)

第3条 役員等に支給する報酬の額は、別表1の額の範囲内とする。

- 2 各役員等に対する報酬の支給の基準は、別表2のとおりとする。
- 3 非常勤の役員等のうち、名古屋市職員の身分を有する役員等は、無報酬とする。
- 4 非常勤の役員等で報酬を辞退する者は、その都度文書により理事長に申し出ることとする。

(旅費等)

第4条 常勤の役員等が会務のため出張する場合における日当・宿泊料・食卓料は別表3に定めるとおりとし、その他運賃等については協会事務局職員の例による。

(費用弁償)

第5条 非常勤役員等がその職務を執行するために要した費用は、その相当額を支給する。

(報酬等の支給の方法)

第6条 常勤の役員等の報酬及び通勤手当並びに旅費等の支給方法は、協会事務局職員の例による。

- 2 非常勤の役員等の報酬及び費用弁償は、会議出席及び協会の監査又は業務執行の都度、支給する。

(福利厚生)

第7条 常勤の役員等の福利厚生については、協会の職員に準じ必要な措置を実施する。

(災害補償)

第8条 常勤役員等の業務上の災害に対する補償については、理事会の定める範囲において行うものとする。

(退任手当)

第9条 役員等が退任し、又は死亡したとき退任手当は支給しない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人東山公園協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

別表 1

区 分	勤務形態	年間報酬総額
理 事	常 勤	7, 0 0 0, 0 0 0 円
	非常勤	3, 5 0 0, 0 0 0 円
監 事	非常勤	1, 0 0 0, 0 0 0 円
評議員	非常勤	1, 0 0 0, 0 0 0 円

ただし、第 4 条、第 5 条に定める旅費等及び費用弁償のための支給額は含まない。

別表 2

区 分	勤務形態	報酬の額の算定方法
理 事	常 勤	年額 7 0 0 万円の範囲内において、支給すべき月額を職務等を考慮して評議員会で定める。
理 事	非常勤	理事会に出席したときは、1 日につき 1 2, 0 0 0 円を、会議出席以外に協会の業務を行った場合は、評議員会で定めた基準に基づき 1 日につき 3 0, 0 0 0 円を上限として報酬を支給する。 ただし、定款第 2 2 条第 2 項に定める理事については、理事会出席の有無に関わらず、年額 3 5 0 万円の範囲内において、支給すべき月額を職務等を考慮して評議員会で定める。
監 事	非常勤	理事会に出席したときは、1 日につき 1 2, 0 0 0 円を、業務監査、会計監査その他協会の運営上必要な監査を行ったときは、1 日につき 3 0, 0 0 0 円を報酬として支給する。
評議員	非常勤	評議員会に出席したときは、1 日につき 1 5, 0 0 0 円を報酬として支給する。

ただし、第 4 条、第 5 条に定める旅費等及び費用弁償のための支給額は含まない。

別表 3

日 当	宿 泊 料	食 卓 料
3, 0 0 0 円	1 4, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円